

石川県公報

令和2年11月30日(月曜日)

号 外

(第86号)

目 次

条 例	
○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例 (人事課) 1	○石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の 一部を改正する条例 (議会事務局) 2

条 例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十二号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(知事、副知事給与条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

一 知事、副知事給与条例(昭和二十二年石川県条例第三号)第三条第二項

二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和三十一年石川県条例第五十二号)第四条第二項ただし書

三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十一年石川県条例第十一号)第六条第二項ただし書

第六条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

一 知事、副知事給与条例第三条第二項

二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第四条第二項ただし書

三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例第六条第二項ただし書

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十三号

石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

第一条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十一年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。